

令和8年 さいき桜まつり出店要項【お祭り広場会場】

1. 開催日程等

- (1) 開催日時 令和8年3月28日(土)～3月29日(日)
- (2) 開催場所 お祭り広場(旧文化会館下駐車場)
- (3) 主 催 者 さいき桜まつり実行委員会
- (4) 連 絡 先 「食とにぎわい部会」事務局
御所ノ井ビル3階 一般財団法人観光まちづくり佐伯
電話番号：0972-23-1101（直通）
FAX番号：0972-23-1146
- (5) 募集期間 令和8年1月5日(月)～令和8年1月30日(金)

2. 出店内容

(1) 営業時間

※3月28日(土)については、昼のみの出店と、1日通しての出店が可能です。

※極端に早い時間に閉店することがないようお願いします。1日を通して営業をされる出店者さまは、20時までは必ず営業してください。(天候等に左右されますが、販売品の補充等を行い夜まで営業できるよう十分な準備をお願いします。)

3月28日(土)

【昼のみ】 10:00～17:30

【1日通し】 10:00～21:00

3月29日(日) 10:00～16:00

(2) テント及びキッチンカーでの飲食物等の販売

出店場所：**お祭り広場(旧文化会館下駐車場)**

出店数：50店舗程度(申込多数の場合は抽選の可能性あり。)

出店料：3/28(土) 昼のみ 12,000円、一日通し 13,000円

3/29(日) 12,000円

区画：1小間(2.7m(前面)×3.6m(奥行))

出店者：**佐伯市内に店舗等(工場、事務所、移動販売などを含む)を有し市内で営業している事業者。**

※相違があった場合は出店をお断りします。

*名義貸しでの出店はできません。

※各1小間が原則ですが、調理スペース等の問題で、どうしても2小間が必要な方は、事前(申込前に)にご相談ください。

(3) テントでの販売

- ・1小間は、2.7m(前面)×3.6m(奥行)です。
- ・主催者は、場所の提供のみを行います。
- ・テント及び長机1台、椅子2脚は主催者でご準備いたします。
- ・ウエイト(20kg)は、主催者で準備します(1小間につき最大4つまで)。
- ・流し台は会場内に1か所ご準備いたします。
- ・そのほか必要資材は出店者で用意していただきます。

- ・貸出備品の損壊、汚損、紛失があった場合は弁償をお願いいたします。
- ・煙を発生させる店舗については、申込時にお知らせください。
- ・電気を必要とする出店者は各自で電源の確保をお願いします。
- ・発電機の持ち込みを行う予定の出店者は、申し込みの際にお知らせください。

(4) キッチンカーでの販売

- ・1 小間は、キッチンカー1台分です。
- ・1 団体 1 台分のみです。
- ・キッチンカーのサイズをお知らせください。
- ・主催者は、場所の提供のみを行います。
- ・キッチンカー、電気等の必要資材は出店者で用意していただきます。

(5) 出店申込要領

- ・一般財団法人観光まちづくり佐伯のホームページから申し込みください。

<https://machi-center.net/r8-sakuramatsuri-boshu/>

QR コード



※電話での申し込みをされる場合は、**☎ 23-1101(観光まちづくり佐伯)**まで電話してください。必要事項をお聞きしますので、少し時間を要します。

※必要事項を漏れなく記入してください。

※特に連絡先については、必ず連絡の付く番号を記入ください。

(5) 出店当日について

- ・飲食品を取り扱う店舗は、保健所への一時営業許可申請を各自で行ってください。
販売可能な飲食品については保健所へ確認してください。事故等があった場合の責任は負いかねます。
- ・出店者の駐車場は、佐伯小学校グランドを利用して下さい。(駐車許可証有)
※駐車台数に限りがあるため、1出店者につき1台までです。
- ・さいき桜まつり終了後に各店舗の売上げを事務局へ報告していただきます。
売上報告書については、その日ごとに観光まちづくり佐伯のブースへお持ちください。
- ・出店場所(小間割り)については、出店者会議の時にくじで決定させていただきます。
※煙を発生させる店舗については、出店者会議の中で調整させていただきます。
※説明会に参加できなかった店舗さまは事務局にて割り当てさせていただきます。

★準備・引き上げについて

3/27(金) (準備) 13:00～18:00 会場内への車両乗り入れをしての準備可能。

※櫓門から第一時計店の道路については通行止めになります。

3/28(土) (準備) 佐伯小学校に駐車し、台車等で荷物を運んでください。

～9:00までは会場内での、一時的な荷下ろし作業は可能です。

※本部開設は8:00からですが、それより前の準備も可能です。

3/28(土) (引き上げ) 台車等を使用し、駐車場まで荷物を運んでください。

3/29(日) (準備)(引き上げ) 3/28 と同様

※キッチンカーは両日とも9:30までに入って下さい。

(6) 出店料

3/28(土) 13,000円(21時まで営業可)、昼間のみ出店 12,000円

3/29(日) 12,000円

※出店者説明会以降の辞退につきましては、いかなる理由があっても出店料の返還はいたしません。ただし、主催者都合による全ての行事を中止の場合等を除きます。

(7) ゴミの処理について

桜まつり会場内にゴミステーションを準備いたします。専用のゴミ袋を1枚200円で本部にて販売いたしますので、ゴミステーション利用の方はご購入の上ご利用ください。専用のゴミ袋以外のゴミは受付いたしませんのでご了承ください。

※資源ごみ・その他のゴミで分別をお願いいたします。

(8) 禁止事項・注意事項

- 申請者の名前は当日、現場で出店を行う方のお名前にて申請してください。相違があった場合は理由を伺い、場合によっては出店をお断りする場合があります。
- 申請いただく住所、電話番号について、必ず連絡の取れる番号を記入ください。
- 貸出備品の破損、汚損、紛失があった場合は出店者へ弁償をお願いします。
- 決定した出店場所の出店者間による移動変更はできません。
- 小間の又貸しは禁止します。
- 出店スペースの拡幅（陳列棚等を小間からはみ出して設置すること）は禁止します。
- 火気を使用する場合は、消火器（10型以上）の準備をお願いします。
当日に消防署が設置の確認をします。消火器がない場合は営業ができなくなります。
- 火気を使用する店舗は、防火板を敷くなどの防火養生を行ってください。
- 油や液体物等を扱う店舗は、各自で路面等の保護材の設置を必ず行ってください。
- さいき桜まつり終了後、各自使用した場所の清掃を必ず行ってください。
路面（地面）の汚れが目立つ場合は、次回からの出店をお断りする場合があります。
- 出店を辞退される場合は、出店者会議までに必ず事務局まで申し出てください。
無断で出店を取り止めた場合は、次回からの出店をお断りする場合があります。

3. その他

- 要項、誓約書の諸事項を必ず確認しましょう。
- 今年度は酒類の販売が可能です。取り扱い際は保健所へ許可申請を各自で行ってください。
- ルールを遵守して、一緒に楽しく桜まつりを盛り上げましょう。
- 出店者説明会は令和8年2月27日(金)14:30～ 市役所6F大会議室にて行う予定です。

【問い合わせ先】

(一財)観光まちづくり佐伯

〒876-0854 大分県佐伯市中村南町3番2号 御所ノ井ビル3階

TEL: 0972-23-1101 担当: 総務課 川野